

平成 29 年度 第 2 回平泉町空家等対策協議会

1. 日時：平成 29 年 12 月 19 日（火）午後 1 時 30 分
2. 場所：平泉町役場 庁議室
3. 出席者：【平泉町空家等対策協議会委員】 9 名【事務局】 平泉町建設水道課職員 3 名
以上 12 名
4. 挨拶：平泉町空家等対策協議会会長 平泉町長 青木 幸保

5. 議事

- (1) 第 1 回平泉町空家等対策協議会議事録の公表について
 - ・議事録、委員名簿、会議資料について、町ホームページへ掲載することを事務局より説明し、承認を得た。
- (2) 平泉町空家等対策計画（案）について
 - ・パブリックコメント実施に向けた計画（案）について事務局より説明した。

6. 質疑等

- (1) 委員：第 3 章の 4 の対象とする空家等の種類で「空家等」と「特定空家等」と二つ並べているが空家等と書くだけで十分であるが、どう考えているか。その次に、「その跡地」と書いてあるが、「その」とするとどちらか一方となるのでは。また、行政所有のものとは、どこまでを行政として表しているか。

事務局：二つ並べて書くことで、どちらも対象と分かりやすくしている。「その跡地」については、「それらの跡地」と修正する。行政所有のものについては、町所有のものを対象とする。

- (2) 委員：第 2 章の空家等の現状について、文章化した方が良いと思う。また、第 3 章の 5 の内容に所有者等が不明の場合を含めないのか。

事務局：第 2 章については、文章化した内容に変更する。所有者等が不明の場合についても、盛り込む形で内容を検討する。

- (3) 委員：第 3 章の 1 の基本的な方針として、利活用の推進を載せているが、具体的に踏み込んだ内容はないのか。

事務局：現状で計画に盛り込める内容は、第 3 章の 7 で載せている部分のみである。踏み込んだ内容については、今後検討を進めていきたい。

- (4) 委員：第 3 章の 6 の個人の財産である空家等という表記については、法人所有等を除外しているような誤解を生むのでは。

事務局：「個人の財産である」という表記を削除する。